◆セメント処理業務委託仮契約書(案)に対する質問への回答

No. <	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
191 6	第30条	2				灰の処分について、原則として事業者の責任で行っていただきます。その上で、その不可抗力がなければ発生しなかったであろう費用については、29条2項の協議を行い、判定を行い